【タリバーンと関係を有する個人】

660. カリ・ラフマット（別名：カリ・ラフマット）
QARI RAHMAT (a.k.a. : Kari Rahmat)
称号：不明
役職：不明
生年月日：(a)1981年(b)1982年
出生地：Shadal (Shadaal) Bazaar, Achin District, Nangarhar Province, Afghanistan
国籍：不明
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：(a)Kamkai Village, Achin District, Nangarhar Province, Afghanistan (b)Nangarhar Province, Afghanistan
国連制裁委員会による指定日：2014年８月21日
その他の情報：少なくとも2010年２月以来タリバーン司令官。タリバーンを代表して税金や賄賂を収集。アフガニスタンのNangarhar Provinceにいるタリバーン工作員と連絡をとり、情報、指図、住居及び武器を提供し、簡易爆発物（IED）の設置や、国際治安支援部隊（ISAF）及びアフガン部隊に対する攻撃指揮を行っている。

○外務省告示第三百十一号

先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件（平成十四年四月外務省告示第八十二号）の別表の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十八日　　外務大臣　岸田　文雄

別表の４．及び５．を次のように改正する。

（別表）

一．次のとおり改正する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

４．ハーリド・アブド・アル・ラフマン・ハムド・アル・ファワズ（別名：(a)ハーレド・アル・フォワズ(b)ハーレド・Ａ・アル・フォワズ(c)ハーリド・アル・ファッワーズ(d)ハーリク・アル・ファッワーズ(e)ハーレド・アル・ファッワーズ(f)ハーレド・アル・ファッワーズ(g)ハーリド・アブドゥルラフマン・Ｈ・アル・ファワズ）
KHALID ABD AL-RAHMAN HAMD AL-FAWAZ (a.k.a. : (a)Khaled Al-Fauwaz (b)Khaled A. Al-Fauwaz (c)Khalid Al-Fawwaz (d)Khalik Al Fawwaz (e)Khaled Al-Fawwaz (f)Khaled Al Fawwaz (g)Khalid Abdulrahman H. Al Fawaz)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1962年８月24日
出生地：クウェート
国籍：サウジアラビア
旅券番号：456682（1990年11月６日発行、1995年９月13日失効）
ＩＤ番号：不明
住所：米国
国連制裁委員会による指定日：2002年４月24日（2004年11月26日、2007年４月23日、2010年10月21日及び2014年８月４日に改訂）
その他の情報：2012年10月５日に英国から米国に引き渡された。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年４月22日に終了した。

５．モスタファ・カーメル・モスタファ・イブラヒム（別名：(a)ムスタファ・カーメル・ムスタファ(b)アダム・ラムジ・イアマン(c)カーメル・ムスタファ・ムスタファ(d)ムスタファ・カーメル・ムスタファ(e)モスタファ・カーメル・モスタファ(f)アブー・ハムザ・アル・マスリー(g)アブー・ハムザ(h)アブー・ハムザ・アル・ミスリー）
MOSTAFA KAMEL MOSTAFA IBRAHIM (a.k.a. : (a)Mustafa Kamel Mustafa (b)Adam Ramsey Eaman (c)Kamel Mustapha Mustapha (d)Mustapha Kamel Mustapha (e)Mostafa Kamel Mostafa (f)Abu Hamza Al-Masri (g)Abu Hamza (h)Abu Hamza Al-Misri)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1958年４月15日
出生地：Alexandria, Egypt
国籍：英国
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：米国
国連制裁委員会による指定日：2002年４月24日（2004年11月26日、2006年７月25日、2008年３月14日、2010年10月21日及び2014年８月４日に改訂）
その他の情報：2012年10月５日に英国から米国に引き渡された。2014年５月に米国裁判所において、テロの罪で有罪判決を受けた。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年４月22日に終了した。

○文部科学省告示第百二十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財を同表下欄のように国宝に指定したので、第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年九月十八日　　文部科学大臣　下村　博文

上欄		下欄						
名称	関係告示	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地	
本願寺大師堂	大正二年内務省告示第二十四号	本願寺御影堂	一棟	入母屋造、向拝三間、本瓦葺、桁行六二・一メートル、梁間五三・八メートル、一重	本願寺	京都府京都市下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	京都府京都市下京区堀川通花屋町下る門前町	

○文部科学省告示第百三十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表下欄のように改めて国宝に指定したので、第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年九月十八日　　文部科学大臣　下村　博文